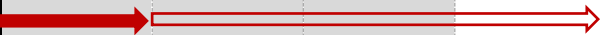
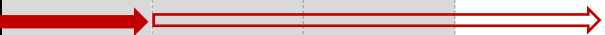
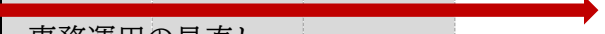


知多市DX推進方針に基づく主な取組事項の実施方針 (令和7年度)

◎基本方針1 誰もが利便性を感じられるデジタル化

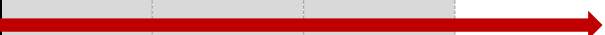
自治体フロントヤード改革の推進

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
デジタル化による利便性の向上を市民が早期に享受できるよう、マイナポータルを活用したオンライン申請を可能とするとともに、「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」利便性の高い窓口の実現方法を検討していきます。				
	子育て・介護分野26手続のオンライン化			
				
	転出・転入ワンストップ対応			
				
	その他の行政手続のオンライン化			
				
	利便性の高い窓口改革の検討			
				
	事務運用の見直し RPA等を用いた業務効率化			

公金収納におけるeLTAXの活用（地方税の電子化の推進）

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
保険料・水道料金など、eLTAXを活用した公金収納が可能な事業を検討します。				
	eLTAXを活用した公金収納の検討・実施			

マイナンバーカードの普及促進

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
マイナンバーカードは、健康保険証利用や引越しワンストップサービスなど、利活用シーンが拡大しています。 国の指針に従い、さらなるマイナンバーカードを利用したオンラインサービスなどの拡充を図ります。				
	マイナンバーカードの普及促進			
				
	マイナンバーカードを利用したサービス拡充の検討・実施			

キャッシュレス決済の導入

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
市民窓口課、税務課の窓口において各種証明書等の支払いで利用しているキャッシュレス決済を、他部署への利用拡大を検討します。	窓口でのキャッシュレス決済の導入			
令和8年度の導入に向けて、電子申請システムでオンライン決済可能な事務の検討を行います。	キャッシュレス決済拡大の検討			
次期施設予約システムにおけるオンライン決済について、関係団体や事業者と協議を行います。	電子申請システムにおけるオンライン決済導入の検討			
	電子申請システムにおけるオンライン決済可能な事務の洗い出し			
	次期施設予約システムにおけるオンライン決済の検討			

◎基本方針2 行政運営効率化のためのデジタル化

AI・RPAの拡大

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
行政サービスの向上や業務効率化による職員の負担軽減、事務処理のミスの防止に繋げるため、AI・RPAの対象業務の拡大を図ります。	RPA、AI-OCRの対象業務拡大			
	システム標準化に伴うRPAシナリオの見直し			
	AI総合案内サービスの内容の充実			
	文書の電子化と電子化帳票の管理方法の検討			
	AI議事録作成ツールの導入・利用促進			

情報システムの標準化・共通化

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
住民記録・税・福祉等の基幹系総合システムについて、令和7年度を目標時期として、国が作成する標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行します。				
円滑な移行のための計画策定や準備、ガバメントクラウド環境の構築などを実施します。				
令和8年2月から標準準拠システムの利用を開始します。				

業務改革（BPR）の取組の徹底

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
自治体D Xの推進においては、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（B P R：Business Process Re-engineering）の徹底が必要とされています。 オンライン化や情報システムの標準化・共通化に取り組むにあたり、業務内容や業務プロセスの見直しを徹底した上で、D Xの各取組を実行します。 職員向けD X研修会を開催し、業務改革（B P R）を提案しやすい風土を醸成します。				

文書管理・電子決裁システムの導入

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
文書事務の適正化、効率化などを目的として、文書管理・電子決裁システムの導入検討を行います。 文書管理・電子決裁の運用ルールを検討し、文書事務の見直しを行います。			システム導入の検討	運用ルールの検討 文書事務の見直し

ローコードツールの導入

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
内部事務の効率化を進めるため、ローコードツールの導入検討を行った結果、令和7年度から試験導入を開始します。			システム導入の検討	システムの試験導入

◎基本方針3 暮らし向上のためのデジタル化

準公共分野のデジタル化

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
健康や医療、教育、防災等の市民生活に密着している分野において、デジタル技術を活用することで、市民一人ひとりに合ったサービスを提供できるよう取り組みます。				個人の健康・医療・介護データ（PHR）等による健康分野の取組の推進
				G I G Aスクール構想による教育分野の取組の推進
				被災者支援等の防災分野の取組の推進

行政データのオープンデータ化

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
国がオープンデータとして公開を推奨するデータと、準拠すべきフォーマット等を取りまとめた「推奨データセット」を参考に、公開済オープンデータのフォーマットの見直しと、新たなオープンデータの公開を行います。	公開済オープンデータのフォーマットの見直し			
	新たなオープンデータの公開			

デジタルデバイドの解消

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
市民がデジタル化の恩恵を受けられるようにするため、県、事業者等と連携し、スマートフォンの操作方法やオンライン手続の利用方法などについて習熟する機会を設け、スマートフォンの扱いに慣れていない高齢者を中心に、デジタルデバイス対策に取り組めます。	デジタルデバイス対策の実施			

セキュリティ対策の徹底

取組内容	R 4	R 5	R 6	R 7
利用者が安心してデジタル技術を活用したサービスを選択、利用できるよう、国が示すセキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、セキュリティ対策を徹底します。	セキュリティポリシーの見直し			
	セキュリティ対策の実施			